経済産業省

資料３－１－２

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正について
【報告】

2022年３月１１日
経済産業省　産業保安グループ
ガス安全室

１．液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス法）の改正について

- **本改正は、液化石油ガス法についての都道府県知事の事務・権限（販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設の設置許可等）を指定都市の長に移譲するもの（2023年４月１日施行予定）。**
- **2022年３月４日、閣議決定（地方分権一括法として改正）。通常国会に提出予定。**

液化石油ガス法における事務・権限の移譲等の概要（黄色が改正部分）

	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務		都道府県知事の権限に属する事務		経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務	経済産業大臣の権限に属する事務	経済産業大臣又は都道府県知事の権限に属する事務
			試験事務及び免状交付事務以外	免状交付事務及び試験事務	試験事務		
事務・権限の内容	➢ 液化石油ガス販売事業(法第２章) ➢ 液化石油ガス販売事業者の認定(法第３章の２)	➢ 保安業務(法第３章)	➢ 貯蔵施設等の充てんのための設備(法第４章) ➢ 液化石油ガス設備工事(法第４章の２第１節)＊第38条の３及び第38条の10	➢ 液化石油ガス設備工事(法第４章の２第１節)＊第38条の４～第38条の９	➢ 指定試験機関(法第４章の２第２節)	➢ 液化石油ガス器具等(法第５章)	➢ 雑則(法第６章) ＊報告聴取、立入検査等
改正法における権限移譲の対応	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲			移譲対象外		法改正の必要なし(現行条文で市長が含まれている)	都道府県知事の権限を指定都市の長に移譲

注)試験事務及び免状交付事務は、都道府県と指定で同じ事務を行うこととすれば二重行政になること、また、指定検査機関の指定事務等は、申請者が都道府県とその指定都市の検査を行う場合、それぞれに申請が必要となることが予想され、事務手続きが煩雑になり利便性の低下をつながること等のため、移譲しないこととする。高圧ガス保安法においても、試験事務及び免状交付事務については、同様の理由により、移譲されていない。